

購入した生徒1人1台タブレット端末の利用ガイドライン

香川県立高松東高等学校

タブレット端末は、授業や部活動等の教育活動において、学習ツールとして利用することを目的とする。また、タブレット端末は、毎日学校に持参し、毎日持ち帰ることとする。

1 タブレット端末の使用における注意事項

- ☐ タブレット端末は教育活動で利用することを目的に配備されたものであるため、目的外での利用はしないこと。(学校管理者は、使用履歴や閲覧履歴がたどれる仕組みになっている。)
- ☐ タブレット端末やクラウドサービスのIDとパスワードは、他人に教えず、大切に管理すること。
- ☐ タブレット端末の破損・汚損・紛失・盗難に注意すること。
 - ・破損等の不具合が生じた場合、速やかに学校へ報告し指示を受けること。
 - ・画面操作は指や専用のペン等を利用し、決して鉛筆、シャープペン、ボールペン等で直接触れたりするなどは絶対にしないこと。

2 ソフトウェア(クラウドサービス等)利用における注意事項

- ☐ 各種アプリやサービスのIDとパスワードは、他人に教えないこと。
- ☐ クラウドサービスを利用する場合は、プライバシーポリシー等を熟読して利用を開始すること。
- ☐ 学校などのシステムに不正アクセスしたり、他人のIDの不正利用、ハッキング行為、誹謗中傷などをしたりしないこと。
- ☐ 教育活動に関係のないサイトの閲覧・利用、写真・動画の配信はしないこと。
- ☐ タブレット端末からのインターネット(掲示板やSNS等)への書き込み、投稿は禁止する。

3 学校で使用する際の注意事項

- ☐ タブレット端末を利用しない場合は、カバンの中に片付けておくこと。
- ☐ 授業中は、授業担当者の指示に従って使用すること。
- ☐ 休み時間や放課後、校外学習等で利用する場合は、担当教員の許可を得て利用すること。その際も、学校から認められたこと以外利用しないこと。
- ☐ 授業中の撮影・録音は、授業担当者の許可があるときのみ認める。また、撮影対象の許可なく撮影・録音を行うと本校での特別指導の対象となるばかりでなく法的に罰せられることがある。
- ☐ 他人が見ているところでパスワードは入力しないこと。また、他人がパスワードを入力するときは画面を見ないこと。
- ☐ 校内では音が鳴らない設定にしておくこと。
- ☐ 定期考査や模試などの受験の際は、電源を切ってカバンの中に片付けておくこと。

4 家庭に持ち帰る際の注意事項

- ☐ 各自で「タブレットケース」を用意し、タブレット端末を保護して持ち帰ること。
- ☐ タブレット端末を他人に貸したり、使わせたりしないこと。(売却したり譲渡したりすることも厳禁)
- ☐ タブレット端末は、自宅で充電を行うこと。学校での充電はできません。
- ☐ 保護者等と話し合い、長時間連続して利用せず休憩を取りながら適切に利用すること。
- ☐ 通信環境は各家庭で確保すること。通信環境の確保が難しい場合は、学校のモバイルルーターを利用することができる。(SIM契約は各家庭)

5 健康のために

- ☐ 正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように（目と端末の画面との距離を 30cm 以上離す）してタブレット端末を利用すること。
- ☐ 30 分に一度は遠くの景色を見て目を休ませるなど、長時間連続利用は避けること。
- ☐ 就寝の 60 分前までには利用を終えるようにすること。

6 情報モラルなど

- ☐ インターネットに接続する回線には、ウイルス対策やフィルタリング対策がされている回線を利用すること。
- ☐ 不審なサイトに入ってしまったときはすぐに画面を閉じ、先生や家族に相談すること。
- ☐ 見覚えのない人からのメールやメッセージが届いたときは、開封せずに先生や家族に相談すること。
- ☐ 自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）は、インターネット上に絶対に掲載しないこと。
- ☐ カメラ等での撮影は、本人の許可を得ること。また、映り込みなどにも十分気を付けること。
- ☐ ネット上に書き込まれたデータは、完全に消去することができないことに注意すること。

7 データの保存

- ☐ タブレット端末で作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は、著作権等に配慮して保存すること。
- ☐ データを保存する場所の容量には限りがあることから、定期的に不要なファイル等は削除すること。
- ☐ データを保存する場所は、Google Drive を利用し、個人情報等を含むデータ等は保存しないこと。また、データが損失してしまうリスクがあることを前提に利用すること。
- ☐ データのバックアップは各自でこまめに行うこと。

8 設定の変更

- ☐ アプリケーションの追加／削除、設定の変更は、学校の許可を得るなどし、指示に沿って行うこと。
- ☐ 先生から指示のあったプログラムの更新作業は、必ず行うこと。

9 不具合や故障

- ☐ 家庭で壊れたり、無くしたりしたときは、担任又は学校に報告すること。
- ☐ 修理代は、自己負担とする（購入時、端末の 3 年間の保証料を支払っています）。

10 使用の制限

- ☐ ルールを守れないときは、タブレット端末の利用を停止し、本校の生徒指導内規に基づいて指導する。

附則 このガイドラインは、令和 7 年 4 月 1 日から施行する